

仕 様 書

九州管区警察局宮崎県情報通信部

区 分	内 容																				
1 名 称	寝具賃貸借																				
2 概 要	九州管区警察局宮崎県情報通信部で使用する寝具(納入場所への搬入出を含む)を賃借する。																				
3 納 入 場 所	宮崎市旭1丁目8番28号 九州管区警察局宮崎県情報通信部 当直室																				
4 賃貸借期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日																				
5 賃貸借する寝具の種類、仕様及び予定数量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">仕様及び数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掛布団</td> <td>合繊綿 150×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式</td> </tr> <tr> <td>敷布団</td> <td>綿わた 105×200 4月～3月 365枚×2式</td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>両面起毛 140×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式</td> </tr> <tr> <td>枕</td> <td>化繊・パイプ 43×63 4月～3月 365個×2式</td> </tr> <tr> <td>肌布団</td> <td>綿生地・合繊綿 135×185 6月～10月 153枚×2式</td> </tr> <tr> <td>肌布団カバー</td> <td>T/C 65/35 丸ぐり型 135×185 6月～10月 153枚×2式</td> </tr> <tr> <td>掛布団カバー</td> <td>T/C 65/35 丸ぐり型 150×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式</td> </tr> <tr> <td>シーツ</td> <td>平シーツ 150×250 4月～3月 365枚×2式</td> </tr> <tr> <td>枕カバー</td> <td>綿100% 封筒型 43×63 4月～3月 365枚×2式</td> </tr> </tbody> </table> <p>素材、重量、大きさについては相当品も可とする。</p>	種類	仕様及び数量	掛布団	合繊綿 150×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式	敷布団	綿わた 105×200 4月～3月 365枚×2式	毛布	両面起毛 140×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式	枕	化繊・パイプ 43×63 4月～3月 365個×2式	肌布団	綿生地・合繊綿 135×185 6月～10月 153枚×2式	肌布団カバー	T/C 65/35 丸ぐり型 135×185 6月～10月 153枚×2式	掛布団カバー	T/C 65/35 丸ぐり型 150×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式	シーツ	平シーツ 150×250 4月～3月 365枚×2式	枕カバー	綿100% 封筒型 43×63 4月～3月 365枚×2式
種類	仕様及び数量																				
掛布団	合繊綿 150×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式																				
敷布団	綿わた 105×200 4月～3月 365枚×2式																				
毛布	両面起毛 140×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式																				
枕	化繊・パイプ 43×63 4月～3月 365個×2式																				
肌布団	綿生地・合繊綿 135×185 6月～10月 153枚×2式																				
肌布団カバー	T/C 65/35 丸ぐり型 135×185 6月～10月 153枚×2式																				
掛布団カバー	T/C 65/35 丸ぐり型 150×200 4月～5月、11月～3月 212枚×2式																				
シーツ	平シーツ 150×250 4月～3月 365枚×2式																				
枕カバー	綿100% 封筒型 43×63 4月～3月 365枚×2式																				
6 一般共通事項	<p>(1) 寝具の交換 掛布団、敷布団、毛布、枕及び肌布団については毎月1回、掛布団カバー、シーツ、枕カバー及び肌布団カバーについては毎日交換できる枚数を毎月1回以上、衛生的かつ良好なものと交換すること。 なお、各種カバー及びシーツの脱着は官側で実施する。</p> <p>(2) 搬入出時において施設に損傷等が生じたときは、補償すること。</p> <p>(3) 搬入時には、検査員の検査を受けるものとする。</p> <p>(4) 毎月払いとし、各月終了後に「納品書」及び「請求書」を提出するものとする。</p> <p>(5) 契約後、市場価格に著しい変動を生じた場合は、甲乙協議の上、契約単価を変更することができるものとする。</p> <p>(6) 本仕様書に明記されていない事項についても、契約の性質上当然なすべきことについては実施すること。</p> <p>(7) 本契約に関し知り得た事項を他に漏洩しないこと。</p>																				